

令和6年度第2回刈谷市都市計画審議会 議事録

1 開催日時

令和6年11月8日（金）午後1時30分～午後3時00分

刈谷市社会教育センター 401研修室

2 出席委員

瀬口哲夫（会長）、磯部友彦、加藤英樹、加藤彰夫、早川孝二、鈴木勝之、細井真司、
神谷昌宏、外山鉦一、揚張慎一、伊藤愛恵、加藤幹樹、加藤廣行、山本シモ子、藤嶋謙
司、竹内久敬、深谷光秀、丸山佐智

3 欠席委員

なし

4 市関係職員

都市政策部長、まちづくり推進課長、担当職員6名

5 傍聴者

なし

6 議題

議案第1号 西三河都市計画生産緑地地区の変更（刈谷市決定）

諮問第1号 刈谷市立地適正化計画の改定について

7 会議内容

開会

新任委員紹介（外山鉦一、揚張慎一、伊藤愛恵、加藤幹樹、加藤廣行）

会長挨拶

議事録の公表について

- ・刈谷市附属機関等の会議の公開に関する指針に基づき、刈谷市ホームページにおいて一般公開

審議会成立条件の報告

- ・18名の委員のうち、18名が出席

- ・刈谷市都市計画審議会条例第7条第3項に基づき「委員の半数以上」の出席であるため、審議会は成立

会議録署名者の指名

- ・会議録署名者 深谷光秀委員

議案審議

(1) 議案第1号 西三河都市計画生産緑地地区の変更（刈谷市決定）

議長（瀬口会長）が議案についての説明を求める。事務局（まちづくり推進課）が提出した資料に基づき、まちづくり推進課長より説明、以下のとおり質疑が行われた。

磯部委員 2つございます。

1つ目は、今おっしゃった箇所番号の6番と9番です。資料を見たときに、6番と9番の面積が基準面積を下回っていたので、これ駄目じゃないかと思いました。口頭の説明で理解しましたが、この資料は保存されると思いますので、資料としては、そのあたりも分かるようにしておいた方がいいかなというのが、要望です。

もう1つは、通称田んぼダムと言われるような、いわゆる都市における農地の機能を、今いろんなところで言われております。なかなか検証が難しいところではあると思いますが、生産緑地が雨水流出抑制に寄与しているという説もあるのではないかと。そういうことから考えても雨水流出抑制は大事な点だと思われませんが、これら農地がなくなっても雨水流出の抑制が効かないとか、そういった危険性はないのでしょうか。

久住まちづくり推進課長 あるべき緑地として生産緑地地区を指定してございます。都市の水害に対する対策といたしましては、委員のおっしゃるとおり、農地の表面貯留ということも考えられますが、そこがなくなることによる影響がないように、担当部署において対策していくということになると思います。

山本委員 今の質問内容は、とても意味ある質問だなと思って、注視しており理解したところです。

私からは、最後のところで、今日の審議会が行われた上で、県へ報告し12月末にはという説明がありました。こ

のまとめのところが聞き取りにくかったので、もう一度確認させていただきます。

久住まちづくり推進課長

この審議会に諮る前のことを含めて流れを説明させていただきますと、昨年度1年間に買取申出があったものについて、今年度この機会に除外という手続きを踏ませていただいております。今年の6月に県へ事前協議を行っておりまして、県からの回答は8月にいただいております。先ほど申し上げましたとおり、変更案の縦覧を、9月2日から9月17日まで行い、本日、都市計画審議会にお諮りしてございます。お諮りした後は、県との本協議を今月中旬に行い、12月の下旬に告示する。そういう流れを予定しております。

山本委員

それでは、告示の方法を教えてください。

久住まちづくり推進課長

ホームページと掲示板で行っていきます。

瀬口会長

磯部委員と関連する話を私もさせていただきます。

生産緑地は、公園とか都市のオープンスペースということで、生産緑地制度という都市計画と農業政策とをリンクしたものになってるわけです。今回の報告で、公共施設として使えるかどうかという照会をして、ないということになってるわけですね。最近は、災害が非常に増え、その備えなどが重要だということで、応急的な仮設住宅とか一時避難場所とか、そういうものを事前に用意する事前復興という考え方があるわけですけど、事前に用地を確保しておいたらどうかということも言われおりまして、各都市でそういう準備をしているところがあります。例えば、生産緑地が空いたらそこを仮に公園じゃないんだけど、延焼防止の緑を障壁にするとか、道路などが整備されてないとかそういう場所があるならば、今後は生産緑地を公共用地として買い上げていくことを検討してもいいんじゃないかと思っております。

おそらく数年後には国もそういう対策をしていくんじゃないかなと思うんです。しかしながら、そういうものは地方の自治体の方が国よりも先行して行う傾向が見られるので、刈谷市も今後、そういうことを考えるのも1つだなと。これは参考意見で今回の議案決定には関係しませんけど。

それから、磯部委員の言われた、田んぼとか水田の貯留機能ですけど、これは国の制度なんですかね。つまり貯留機能を維持するために、そこの農地全体を指定して、そこに開発が一定期間及ばないように、税制上の規制を緩和するとか色んな手当てをするという制度があるようで、今般、奈良県の方で第1号が指定されたみたいです。ですから、災害ということを考えていくときには、米の確保などは防災計画の方で示されるかもしれませんが、土地利用の問題として関連しますので、貯留機能や避難場所といったような事前復興ということを考えて、この生産緑地を活用していくことができないかっていうことを検討していただければいいなと思います。参考意見です。

議長が質疑の終結を宣言した後、採決を行い、全会一致で原案通り可決された。

(2) 諮問第1号 刈谷市立地適正化計画の改定について

議長（瀬口会長）が議案についての説明を求める。事務局（まちづくり推進課）が提出した資料に基づき、まちづくり推進課長より説明、以下のとおり質疑が行われた。

神谷委員 改定の目的と理由を、自分の中で整理、確認しながら、質問させてください。

まず初めに、改定することになった主な理由は、大きく3つあると思っておりまして、1つ目は、作成から概ね5年ごとに評価を行って5年ごとに改定をするというふうに示されているということ。2つ目は、防災指針を定めることが必要になったということ。3つ目は、都市機能誘導区域および居住誘導区域を見直す必要があったことの3つだという理解でいいかどうかお聞かせ願います。

久住まちづくり推進課長 委員のおっしゃるとおりでございます。

神谷委員 分かりました。3つ目について確認させてください。都市機能誘導区域というのは、これまでは刈谷駅と刈谷市駅周辺だけだったのが、今回新たに富士松駅周辺と野田新町・東刈谷駅周辺のこの2つが加わったという理解でいいかどうか。

久住まちづくり推進課長 おっしゃるとおりでございます。現行計画につきましては、中心市街地の人口密度の低下が見られるという課題の中で策定した経緯がございます。これに対応するために、まず、刈谷駅、刈谷市駅付近に都市機能の集約をかけながら、その周辺へ居住などを誘導していくという目的・目標を持っておりました。しかしながら、それらの解消が徐々に見られる現状がございます。また、新たに策定した、第4次都市計画マスタープランにおいて、「多機能集約・連携型都市構造」の構築を目指すことも明記されておりまして、市内全域で公共交通などのネットワークの充実により、住みやすい都市を進めていきたいと考えております。

ご存知のように、本市におきましては幸いなことに、現在も人口についてはまだ微増ではございますが上昇しております。そのような観点から、一般的な人口が減少している都市のように、1点に集約をかけるということではなく、地域全域で様々な需要はございますので、それぞれの拠点での生活の質向上というか、一定のレベルを保ちながら全域で暮らしやすいまちを目指して、今回は、全域を居住誘導区域にするとともに、南部と北部に地域の拠点、その周辺に都市機能誘導区域を設定するという内容でございます。

神谷委員 いずれにしても、質問したことの結論的なことで言うと、新たに追加した都市機能誘導区域は、富士松駅周辺と野田新町・東刈谷駅周辺だということによろしいわけですね。

久住まちづくり推進課長 はい。

神谷委員 次に、居住誘導区域は基本的には市街化区域がベースになって、その上で除くのはどこかというところ、今日いただいた資料の78ページの4つの基準に適合するところを、市街化区域の中から除いたものが居住誘導区域という理解でよろしいのかどうかもお聞かせ願います。

久住まちづくり推進課長 はい。委員のおっしゃるとおりでございます。市街化区域のうち、居住誘導区域に含まない、含むことは望ましくないという区域は78ページに書かれている内容でございます。

神谷委員 分かりました。非常によく整理できました。

瀬口会長 補足しますと、中心部の人口が衰退している傾向だったので、まずはそこに活力をもたせたいということで最初の立地適正化計画を策定し、今の説明だとある程度の効果が見られたので、今度は地域全体を居住誘導区域に指定しましたということによろしいですね。

久住まちづくり推進課長 そのとおりでございます。

山本委員 今までも議員として注視しておりました、このまちづくりの問題なんですが、第9章まできちんとまとめた説明が丁寧されたと思います。ただ、まだ読み解けません。気になるところは読み解きたいなと思います。

8章の防災指針については、災害に関するものは全て明記してあって、洪水、内水、高潮、津波、土砂災害が入っています。私たちに、いわゆる洪水や内水、高潮が来るとなると、刈谷市では大きな河川が3つあって、そういう川の増水からよもや決壊するなんていうことが起きてはいけないんですけども、刈谷市のこの災害ハザードで、川の延長線にある市町の関係が出てきてもいいんじゃないかっていうのが少し気になったところです。

また、液状化現象ということもいつも聞かれるわけですけども、そういう調査とか、それが指摘されるような地域っていうのはないんだろうかということを思っております。

中根土地利用計画係長 他市との関連についてということですが、この防災指針を示す理由、目的の1つが、記載しているような被害が自分の住んでいる地域で起こる可能性があるということを認識していただきまして、災害が起きた際に避難などの準備を日々していただくということです。ですので、他市との関連というところは大事なポイントだと思ってはいるんですけれども、市民の方に分かり易く伝えるという意味では、刈谷市だけの記載の方が適切かなということで、そういう整理をさせていただいております。

山本委員 もう1つお聞きしたいんですが、いわゆる津波や高潮などで増水が起きた際に、逃げ場のない低地地域があると思ってまして、避難塔などが必要になってくる地域が必ずあると思ってんですが、そういうものは記載されていませんよね。その点について確認させてください。

久住まちづくり推進課長 避難塔の設置などは、この計画には記載されておりません。先ほど説明したとおり、やはり警戒をしていただくと

いいでしょうか、自分の地域の状況を理解していただくというのが趣旨でございますので、アクションプラン的なものは記載してございません。

もう1つ、先ほど説明が漏れてしまいましたが、液状化の確認があったと思います。この計画における防災指針は、地震の規模や範囲というものが、定量的に示しにくいこともあって、国の手引きにおいても、そのあたりは今回の計画の中には入れないといった指針が示されております。

山本委員 もう1点。市民に危機感をもって、都度学習して欲しいということですが、そうなった場合に、防災避難訓練とか、色んなことをやっていきたいと最後の方に説明があったと思うんですが、そのあたりをもう少し詳しく教えてください。

久住まちづくり推進課長 実際、避難訓練云々というのは、防災部局の方が担当しております。刈谷市で言うと危機管理課が所管しておりますけれども、危機管理課とは内容について整合を図りながら、具体的な内容を検討していってもらうという形になります。

山本委員 市民は、南海トラフが来たらどうしようとか、いつもそういうことは考えてはいると思うんですが、さて、じゃあ自分の家で、棚から物が落ちてこないようにとか、タンスが倒れないようにとか、そういう対策がきちんとできてるかっていうと、この前もNHKか何かで放送してましたが、そのような対策をしている人は、全体の5割か4割程度だと記憶しております。私の家を考えてもそれはある程度当てはまると思っているところです。ということは、今の説明で、防災部局との整合とはいうものの、この計画にも防災指針を記載する以上、危機管理課とともに、地域に出て一生懸命そういう説明をする、ハザードマップを配付するだけではないということが、本当に大事な仕事だと捉えております。

瀬口会長 防災はね、非常に皆さん関心が高い。しかし、この立地適正化計画は土地利用上の計画という側面をもっております。つまり、既に住宅を建てた人の土地利用が防災上不都合にならないようにしたいと。災害の危険が起こる可能性が高い地域の方が土地の値段が安い傾向があるので、実態としてはそういうところに家ができていきます。だから、

日本で話すと差し障りがありますからメキシコで例えますと、メキシコは盆地のような地形で、傾斜地で少し標高が高いところが、空気が悪く土地の値段も安いんです。だからそこにスラム街があるんですね。つまり、メキシコの場合は土地の値段が安いところに低所得者の人が集まるという傾向があって、そういったところの土地利用を事前にコントロールできたなら一番いいわけですよ。そうすれば災害などが未然に防げる。ただ、難しい面があるので、この立地適正化計画では、可能な限り浸水の想定がある地域には、行政は住宅を誘導しませんよとしている。でも作るかもしれない。本当はもう禁止したいくらいですが、なかなかできないので、誘導という言葉を使っているわけですよ。強制力はない日本の都市計画制度だと、やっぱりこういうことになるんですね。

だから災害に関する意識を皆さんに高く持ってもらって、そういう地域には可能な限り建築しない、避けていただく、そういう努力をしてもらえないかなと。そうすれば、結果的に災害が来たときに被害が少なくなる。確かに避難タワーを設けるとか、知多半島の地域ではそのようなことをやっているかもしれない、尾張の南部の方も公園に避難の山を作るとか、公園を土盛りするとか、そういうものが見受けられるけども、土地利用で何か事前にできないかなってというのが、都市計画を所管しているまちづくり推進課が努力しているところなのかと理解しています。

そうは言っても、山本委員からご指摘の地震とか、火災に対する対策の記載も重要です。事務局の説明だと国の指針では、そのようなことを記載しなくても良いといったような感じなんですか。確認です。

久住まちづくり推進課長 計画に記載しなくてもいいというのではなく、どこにどれだけの被害があるのかというのが示しにくいので、難しいということです。

瀬口会長 地震時の火災だと密集市街地、例えば東京のアパートベルト地帯というのがありますが、そこに対する対策は、東京都が今一生懸命やってますよね。だから刈谷市の場合はそういう密集地帯があるかどうか、そういうようなことをやろうした場合、もちろん防災計画で示しているとは思いますが、実際、そういう地域がそもそもあるのかとい

うことも重要ですね。今回はそのようなものが記載されていないということで、今説明がありました。

久住まちづくり推進課長 今会長がおっしゃっていただいた内容で、過去に密集市街地の危険度判定というのは、本市でも実施した経緯がございます。ただ、刈谷市にはいわゆる国の基準という危険な密集市街地というのは存在しないという結果が出ていることだけ付け加えさせてください。

山本委員 分かりました。

瀬口会長 委員さんたちは、広い視野で意見を言っていただきたいと思います。

細井委員 治水対策の件で防災局の話かもしれませんが、1点確認させてください。私も気候変動による大雨災害、これによる治水対策は、喫緊の課題だと考えておりますが、やはり先ほど山本委員がおっしゃったように治水対策は、やはり広域で捉えるべきだというふうに思っております。

私が9月の愛知県議会の建設委員会の中で、取り上げて質問をしています。その結果、県として2つポイントを挙げておりまして、1つ目は、今年4月の境川・猿渡川流域水害対策協議会を経て、気候変動を踏まえた流域水害対策の計画を見直すということ言われていること、2つ目が流域全体で総合的な治水対策をさらに推進できるように、境川・猿渡川の一部および支川の特定都市河川への追加指定について市や町と調整しながら検討を進めるといった回答を県はしているんですけども、今回のこのハザードというものがそうしたところを踏まえて計画をされているのか、もしそうでなければ、それがどういったタイミングで反映されるのかというところを確認させてください。

久住まちづくり推進課長 今おっしゃられたような見直し内容というのはまだ現状反映はされておりませんので、次回の見直しのときに反映していきたいというふうに考えております。

細井委員 それは具体的にはいつのタイミングですか。

久住まちづくり推進課長 5年ごとに見直す機会を設けるということにしておりますので、今から5年後、令和11年ぐらいです。特に何か他に変えなければいけない喫緊の理由があれば、またその都度変えることもあろうかと思っておりますけれども、そのあたりは色々、注視しながら考えていきます。

瀬口会長 立地適正化計画は5年毎に見直すと。細井委員がおっしゃったのは、治水対策の見直しの質問ですね。治水対策は

2級河川だから県がやってるわけですが、県の計画や今後の方向性はわかりますか。

中根土地利用計画係長

この防災指針を作る中で、市の河川部局の者とも話をさせていただいております。愛知県が基準を見直すという情報は把握しております。ただそれはまだ実施してないものですから、今後見直しの際、つまりこの立地適正化計画は概ね5年ごとに計画を評価して、必要があれば見直しをするというものになっていますので、その見直しのタイミングで適切にそれを反映したいと考えております。

瀬口会長

治水対策が進めば洪水の危険性も少なくなるわけですが、県の対策がいつ進むかわからないですけど、推進されれば治水上の安全性は高まります。今回問題になったのは、どちらかというと今までは幹川の対策が中心で、中小河川の方で水害が起こったことの対策は今までやられていなかったと思いますので、今後そういうところが関連してくるかもしれませんね。

伊藤委員

委員なったばかりで、これだけ細かく説明をいただいたのが初めてだったこともあってとてもよく理解できました。

この立地適正化計画ってまちづくりの中でも非常に足が長くて、10年20年先の市民の皆さんにすごく広く関わることだと思っております。そういった計画を策定する中でパブコメが1件しかなかったのがちょっと残念だなと思っております。それ以外にも地元説明会とか、あと評価委員会の中で市民の方も出られていると思うんですが、この地元説明会とか評価委員の地元推薦市民の方とはどういう方で何人ぐらいの方が意見を言ってくださってるのかを教えてくださいてもよろしいでしょうか。

久住まちづくり推進課長

地元説明会は3日間やっておりまして、北部は北部市民センター、中部は市役所、南部は東刈谷市民センターで、オープンハウス形式で実施いたしました。オープンハウス形式というのは、皆さんに一堂に会してもらったところで一度に説明する形式ではなく、資料を並べておいて自由に見ていただき、質問があれば職員が直接お答えするというような形式でございます。

参加人数は、北部市民センターは2名、市役所は1名、東刈谷市民センターは4名おみえにはなりましたが、質問がされることはありませんでした。

伊藤委員 評価委員の地元推薦の方ってどういう方だったんでしょうか。

久住まちづくり推進課長 例えば、女性の会の代表の方や自治会の代表の方にご協力いただきました。

伊藤委員 ここからは意見なんですけれども、先ほども申し上げたとおり、これを推進していこうと思ったとき、実現されるのが10年20年30年先のものもあると思ってるんです。そういう中で、やはり積極的に若い人たちの意見を聞いた方がいいと思うんですよね。市の課題としても、子育て世代の転出っていうのを大きく掲げていて、若い人たちにいかに住み続けてもらって、市が持続的に発展をしていくかっていうことをすごく重要視されてると思うので、もっと積極的に10代の方とか20代の方とか30代の方の意見を聞くっていうことを、この立地適正化計画に関わらずですが、やっていただきたいなというふうに思っています。また、パブコメやオープンハウス形式の説明会を計画しても、参加する人が少ないだろうなということは大体想定つくと思うんです。なのでこれまで以上に、こういった計画の策定の際には、色々な世代の方々の声を積極的に拾っていただくということ、そのようなことを通じて結果的には市民の皆さんの愛着に繋がったりとか、地方自治の参画っていうところにも繋がったりすると思いますので、是非やっていただきたいという意見を申し述べて終わりたいと思います。

瀬口会長 今、伊藤委員の言われた、子育て世代だとか、若い人の希望っていうのは、都市機能増進施設の中に反映されるかもしれないということが言えますね。今の話でいうと都市機能増進施設の中にエンタメがないな、なんて思ったりするかもしれません。都市機能増進施設の定義は、国の中央省庁の人間が考えておりますので、エンタメみたいなものが都市機能に入っていないんじゃないかと一般的には思うかもしれません。若い人から見たら娯楽とか、楽しい空間がなかったら都市の機能って言わないかもしれないし、街に出ようと思わないかもしれない、そのようなことはあるかもしれないなと思って今の質疑を聞いておりました。今後の検討課題としては、エンタメ施設は商業施設の中に入っていると言えば言えるんですが、例えば、テーマパークを作ると多くの人が動く、それもすごく広域的な施設で、ど

ここに作るかっていうのは色々考え方がありますが、やっぱりそういうものが人の心を捉えてるっていうことは間違いないので、そのような施設誘導をどうするのかということはあるかもしれません。広い視野で検討していただきたいと思います。

議長が質疑の終結を宣言した後、委員からの意見を取りまとめ議事を終了した。

その他

事務局より、次回、第3回は令和7年1月17日金曜日午後1時30分から同会場にて開催することを伝え、令和6年度第2回刈谷市都市計画審議会を閉会した。